

航空便についての補足書類 内容品申告書

お客様へ 本書類は、航空便の日本への輸入申告に使用します。正しくご申告願います。

1)新品が含まれていますか？ ☐いいえ ☐はい⇒下記明細へ

新品の明細（金額が免税枠を超過した場合は課税されます。

1万円以上の品物は領収書の提示が必要となる場合があります。）

新品（品目）	個数	1個あたりの単価	価格

2)お酒、たばこ、などが含まれていますか？ ☐いいえ ☐はい⇒下記明細へ

たばこ （銘柄 および 日本製か外国製か）	何本入り	何箱	価格
お酒	容量 (ml)	本数	価格

3)肉製品(ソーセージ、ジャーキー等)は含まれてますか？

☐いいえ ☐はい⇒ 輸入できません。荷物に入れないでください。

4)医薬品・化粧品が含まれていますか？

☐いいえ ☐はい⇒下記の注意事項を！

個人使用量の2ヶ月分までしか輸入できません。超過分は任意放棄の手続きが必要となり、時間と追加料金がかかります。個人使用量以上は、荷物に入れないでください。

持ち込み制限

●化粧品や外用剤 1品目24個まで

●家庭用の医療用具 1セットまで

●医薬品、医薬部外品、コンタクトレンズ 個人使用量 2ヶ月まで(処方薬は1ヶ月分まで)

航空便の荷物内容は、自分自身で確認し、上記の自己申告の通り間違いありません。

日付 _____ お名前 _____ ご署名 _____